多賀町南海トラフ地震

防災対策推進計画

令和７年３月

多賀町南海トラフ地震防災対策推進計画

目次

[第１章　総則 1](#_Toc181870180)

[第１　推進計画の目的 1](#_Toc181870181)

[第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱 1](#_Toc181870182)

[第２章　関係者との連携協力の確保 2](#_Toc181870183)

[第１　資機材、人員等の配備手配 2](#_Toc181870184)

[１　物資等の調達手配 2](#_Toc181870185)

[２　人員の配置 2](#_Toc181870186)

[３　災害応急対策等に必要な資機材および人員の配置 2](#_Toc181870187)

[第２　他機関に対する応援要請 2](#_Toc181870188)

[第３　帰宅困難者への対応 2](#_Toc181870189)

[第３章　時間差発生等における円滑な避難の確保等 3](#_Toc181870190)

[第１　南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応 3](#_Toc181870191)

[１　南海トラフ地震に関連する情報の発表 3](#_Toc181870192)

[２　防災対応 4](#_Toc181870193)

[３　災害応急対策をとるべき期間等 5](#_Toc181870194)

[第２　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策 5](#_Toc181870195)

[１　情報の収集・伝達 5](#_Toc181870196)

[２　「南海トラフ地震臨時情報」発表後の町の体制 6](#_Toc181870197)

[３　避難対策等 6](#_Toc181870198)

[４　消防機関等の活動 6](#_Toc181870199)

[５　水道、電気、ガス、通信、放送関係 6](#_Toc181870200)

[６　交通 6](#_Toc181870201)

[７　町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 7](#_Toc181870202)

[８　町のとるべき措置 7](#_Toc181870203)

[第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 8](#_Toc181870204)

[第１　建築物、構造物等の耐震化 8](#_Toc181870205)

[第２　避難場所・避難路の整備 8](#_Toc181870206)

[第３　救助活動のための拠点施設その他の消防用施設 8](#_Toc181870207)

[第４　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備 8](#_Toc181870208)

[第５　町防災行政無線 8](#_Toc181870209)

[第５章　防災訓練計画 9](#_Toc181870210)

[第６章　地震防災上必要な教育および広報に関する計画 10](#_Toc181870211)

[第１　町職員に対する教育 10](#_Toc181870212)

[第２　住民等に対する教育 10](#_Toc181870213)

[第３　相談窓口の設置 11](#_Toc181870214)

# 第１章　総則

## 第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、「多賀町地域防災計画第１部の第２章第２節　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を準用する。

# 第２章　関係者との連携協力の確保

## 第１　資機材、人員等の配備手配

### １　物資等の調達手配

①　物資等の調達手配については、「多賀町地域防災計画第２部第11章の第５節　食料・生活物資供給体制の整備」を準用する。

②　町は、県に対して住民等に対する応急救護および地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をする。

### ２　人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

### ３　災害応急対策等に必要な資機材および人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、多賀町地域防災計画に定める災害応急対策および施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

なお具体的な措置内容については、防災関連機関ごとに別に定める。

## 第２　他機関に対する応援要請

①　町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、「多賀町地域防災計画資料編の２　防災関連協定」に示した。

②　町は必要があるときは、①に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

## 第３　帰宅困難者への対応

①　町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

②　町中心部において帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

※「多賀町地域防災計画第３部第12章の第５節　帰宅困難者対策」参照

# 第３章　時間差発生等における円滑な避難の確保等

## 第１　南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応

町および防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震または現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

### １　南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、南海トラフの想定震源域およびその周辺で速報的に解析されたＭ６．８以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

表　南海トラフ地震に関連する情報の種類および発表条件

|  |  |
| --- | --- |
| 情報名 | 情報発表条件 |
| 南海トラフ地震臨時情報 | ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合  ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合  ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある |

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

| キーワード | 各キーワードを付記する条件 |
| --- | --- |
| 調査中 | 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合  ・監視領域内でマグニチュード6.8以上※1の地震※２が発生  ・１カ所以上のひずみ計※３での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測  ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 巨大地震警戒 | 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※４8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| 巨大地震注意 | ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※２が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）  ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 調査終了 | 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

※１：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※２：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※３：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用

※４：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### ２　防災対応

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の社会的混乱の防止対策および南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

#### １）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ8.0以上の地震の発生から１週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

①　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認　等）

②　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認および施設・設備等の点検

#### ２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ7.0以上Ｍ8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50ｋｍ程度までの範囲でＭ7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

①　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認　等）

②　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認および施設・設備等の点検

### ３　災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。

また、町は、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意することを住民に呼びかける。

## 第２　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策

### １　情報の収集・伝達

町は、町内防災関係機関と連携し、災害の状況およびこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

震災時における通信連絡その他必要な事項は、「多賀町地域防災計画第３部第２章の第２節　地震・気象予警報等の情報」に準ずる。

なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでても対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

### ２　「南海トラフ地震臨時情報」発表後の町の体制

#### １）南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合

町は、直ちに災害警戒本部を設置する。

#### ２）災害警戒本部の廃止基準

町は、直ちに災害警戒本部を設置する。

①　災害警戒本部員会議を開催し、被害および応急対策の状況を把握したうえで、本部長が廃止の判断をしたとき。

②　災害対策本部が設置されたとき。

③　「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」が発表されたとき。

#### ３）災害警戒本部の組織および運営

災害警戒本部の組織および運営の細部については、「多賀町地域防災計画第３部第１章の第３節　警戒体制の確立」を準用する。

### ３　避難対策等

#### １）避難所の開設

町は、職員を派遣し、必要な指定避難所を開設する。また、必要に応じて、広域避難所における福祉避難室および福祉避難所の開設要請を行う。

※「多賀町地域防災計画第３部第４章の第１節　避難計画」参照

#### ２）避難所の運営

町における、避難後の救護の内容については、「多賀町地域防災計画第３部第４章の第１節　避難計画」を準用する。

### ４　消防機関等の活動

消防機関等の活動については、「多賀町地域防災計画第３部第３章の第２節　火災等の消防応急対策」を準用する。

### ５　水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係については、「多賀町地域防災計画第３部第13章の第１節　ライフライン等の応急対策」を準用する。

### ６　交通

交通については、「多賀町地域防災計画第３部第９章の第１節　交通の規制」を準用する。

### ７　町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

#### １）不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設（道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等）の管理上の措置および体制はおおむね次のとおりとする。

①　各施設に共通する事項

ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

②　個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

#### ２）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、１）の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

①　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

②　無線通信機等通信手段の確保

③　災害対策本部等開設に必要な資機材および緊急車両等の確保

### ８　町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

# 第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

## 第１　建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、「多賀町地域防災計画第２部第２章の第１節　震動対策」を準用する。

## 第２　避難場所・避難路の整備

避難場所・避難路の整備については、「多賀町地域防災計画第２部第10章の第１節　避難収容施設の整備」を準用する。

## 第３　救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

拠点施設の整備については、「多賀町地域防災計画第２部第１章の第２節　防災拠点の整備」、消防用施設の整備については、「多賀町地域防災計画第２部第６章の第１節　一般火災対策」を準用する。

## 第４　緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の整備については、「多賀町地域防災計画第２部第８章の第４節　道路・橋梁の整備」を準用する。

## 第５　町防災行政無線

町防災行政無線の整備については、「地域防災計画第２部第１章の第５節　情報収集伝達体制の整備」を準用する。

# 第５章　防災訓練計画

①　町および防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

②　①の防災訓練は、少なくとも年１回以上実施するよう努める。

③　①の防災訓練は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

④　町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

⑤　町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア　職員参集訓練および本部運営訓練

イ　要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

エ　災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県および防災関係機関に伝達する訓練

# 第６章　地震防災上必要な教育および広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育および広報を推進する。

## 第１　町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次のような必要な防災教育を行う。

①　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容およびこれに基づきとられる措置の内容

②　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

③　地震・津波に関する一般的な知識

④　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合および南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

⑤　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合および南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

⑥　南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

⑦　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 第２　住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発など、住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、以下に示すとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

①　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容およびこれに基づきとられる措置の内容

②　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

③　地震・津波に関する一般的な知識

④　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合および南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火および自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

⑤　正確な情報入手の方法

⑥　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

⑦　各地域における避難場所および避難経路に関する知識

⑧　避難生活に関する知識

⑨　住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策および災害発生時における応急措置の内容や実施方法

⑩　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

## 第３　相談窓口の設置

町は県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。